

令和2年度第3回愛西市第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会  
会議録（概要）

会議名称	愛西市第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会
開催日時	令和2年12月24日（木） 午後3時30分から午後5時まで
開催場所	愛西市佐屋保健センター2階会議室
出席委員	委員長：上 敏明 副委員長：内匠 孝 委員：安井久、原田健三、横井三千雄、伊藤弘和、平井正、鷺野明美、大原好夫、梅木芳恵、板谷一恵、藤澤恵美、加藤さゆみ、岡本敏秋、中村文子
欠席委員	なし
事務局	保険福祉部長 近藤幸敏、保険福祉部参事 兼子利雄 高齢福祉課長 井戸田悦孝 高齢福祉課 八木久美子、藤本貴志、八木麻衣、渡部宏一
協議事項等	議題 (1) 第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画骨子案について
公開/非公開の別	公開
非公開の理由	
傍聴人	0人
会議資料	・次第 ・愛西市第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画骨子案（資料1） ・介護保険料について（資料2）

## 審議経過

発言者	内容（概要）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・委員会の成立の報告</li> <li>・コロナウイルス感染症対策による傍聴人の定員縮小の説明</li> <li>・委員長あいさつ</li> </ul>
委員長	<p>それでは、お手元の会議次第により、議事を進行させていただきます。 議題（1）第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画骨子案についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、お手元の「資料1」をご覧ください。 内容につきましては、高齢福祉課の担当から説明します。 （資料1に基づき、第1章から第3章まで、事務局より説明）</p>
委員	<p>13ページの1愛西市の現状の、(1)総人口および高齢者人口の状況ですが、人口の推移と将来推計を、もう少し分かりやすくしてもらいたいと思います。この表に15歳から39歳、40歳から64歳というくくりがあるのですが、分ける必要があるのだろうかと前回もお話ししました。少し分かりにくいです。市民ファーストで、市民が読んで、ああ、なるほど愛西市の人口はこうなっていくんだということが分かるようにしていただきたいです。</p> <p>(1)の説明文は、非常に細かく高齢者の人口が144人減少すると書いてあるのですが、このあたりのところまで市民が必要とするのか。全体から見て人口がどうなって、お年寄りが多くなって、働く人が少なくなって、子どもが少なくなっていくのだと分かりやすい表現にしていきたいです。</p>
委員長	<p>老人の人口が減るかもしれないけれども、総人口に比べると、比率からいったら老人の人口は増えていますよと、簡単になっているといいですね。</p>
事務局	<p>13ページの真ん中のグラフで、40から64歳と、15から39歳と、どうして分けさせていただいたのかですが、介護保険の第2号の被保険者が40から64歳というところで分けさせていただいています。こちらの分けにつきまして、近隣の市町の第7期の計画について調べました。あま市と津島市、それから近隣から少し離れますが一宮市では15から64歳とまとめて記してあります。弥富市に関しては同じようなグラフがあるのですが、こちらは40歳未満という表記をされていて、40歳からの介護保険に特化した形のグラフを示されています。40から64歳、それから65歳からは5歳刻みで人数を分けているような状況です。</p> <p>稲沢市につきましては、比較的愛西市と同じような表になっています。</p>
委員	<p>第2号被保険者のことを言いたいのであれば、第2号被保険者という言葉を入</p>

	れるなり、この表の下に注釈するなりしないと市民に通じません。そのあたりのところをもう1回精査してもらいたいと思います。
事務局	今回の第8期の計画を策定する中で、国の基本指針において、第2号被保険者のことも関わってきます。今回、2040年までの介護保険料等も見込む予定になっています。それは2025年、2040年問題ということが待ち構えていまして、団塊世代が今度75歳以上になる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年を重要視してくださいとなっています。 全国の状況を見ると、今回の第8期の計画では、40から64歳というところをグラフにしている自治体は比較的多いような傾向があります。自治体によって視点が違うので、グラフが異なってきますが、もう少し分かりやすくしたいと思います。
委員	0から14歳、15から39歳がどうしても必要なのかということについて、もう一度説明をお願いします。
事務局	こちらは年少人口と15から39歳というところがありまして、生産年齢人口というところで統計を取るにあたって0から14歳という区別があったものですから、入れさせていただいています。
委員	0から14歳までというのは、総務省が言っている年少人口です。15から64歳までが生産年齢人口です。そして65歳以上の人は高齢者で老年人口と、総務省が3つに分けて使っているのです。だからこの3つでいいのではないのと私は言うのだけれども、どうしても第2号被保険者になる40から64歳までの人を入れたいということであれば、文言やこの表の説明をきちっとしてもらいたいということです。0から14歳までというのは、今おっしゃったように、これから人口が減っていく、子どもが少なくなるよという危機感、これもやはり必要なわけです。
委員	まず2025年という数字、令和7年になりますし、あと2040年問題というものがあって、これが令和の22年になりますが、3ページに書いてあるのですけれども、せっかくですから、65歳以上の高齢者のことばかりではなくて、第2号被保険者に当たる人もこれから介護予防を頑張りましょうというメッセージも持って2025年というこの区切りと、2040年というものがどういうことなのかをもう少し何か示していくといいのではないかと思います。 そして、このグラフを見ていますと、左から平成30年、令和元年から2、3、4、5年になって、6がなしで7年なのです。そこから令和22までいくわけです。この7年と22年というのは、ポイントになる年号になりますから、もう少しそこを強調して、みんなが目がいやすい、書き方をさせていただくと、ポイントの令和7年、22年というのに意識向けができるかと思いま

	した。
事務局	3 ページのところで、団塊の世代の方が 75 歳以上となる令和 7 年の部分と、団塊ジュニア、団塊の世代の方々のお子さんたちが 65 歳以上になる令和 22 年というところは、大事なポイントだと思います。こちらをまた検討させていただければと思います。
委員長	次は第 4 章から説明をお願いします。
事務局	(資料 1 に基づき、第 4 章について、事務局より説明。)
委員長	ここの項目が一番今回の第 8 期の改正点も多いですね。地域包括ケアシステムというのは、身近な人、ボランティア活動などそういったものを非常に重要視する項目だと思うのですが。
委 員	今日の新聞で、市長とそれから清林館高校の生徒たちの話し合いのことが載っていました。認知症の人たちのことを若い子たちが関心を持って話し合いをしてくれているというのは、すごくありがたいことだなと思いました。サロンについても、できるときに参加させてもらっていますが、軽い運動などをして、地域の人たちと話し合うということが大事なかなと思っています。
委員長	地域住民のいろいろ自発的なことをお願いするというので。皆さん他にありませんか。愛西市ではこうしたらいいんじゃないかなど、何かあったら発表してください。
委 員	56 ページの⑥です。高齢者見守りステッカー配布事業、新規事業というところがありますね。前回、大館市のことでお話ししたところなのですが、これ始めたらずぐ 1 人市民が通報して、事なきを得たということなどがあるものですから、これはぜひお願いしたいと思います。高校生、それから老人クラブの方、いろいろなところでこれをお話ししていただいて広げていただけたらいいのではないかなと思います。
委員長	そうやって出来上がったステッカーを皆さんに見せるといいかもしれませんね。
事務局	清林館高校の話については、2 カ年で認知症の問題について生徒と考えてきました。その中でも、この認知症のステッカーの事業がいいのではないかとのご提案をいただき、今回第 8 期の計画期間中にステッカーの配布事業に取り組んでいこうというところでお示しをさせていただきました。次年度以降、実現化に向けて努めてまいります。
委員長	ステッカーは、ある程度できたら、原案で皆さんにこんなステッカーですと見せるといいですね。愛西市は頑張っているのだとこちらも自覚できます

	しね。一層協力しようという体制にもなると思いますので、頑張ってください。
副委員長	47 ページの②に、オーラルフレイル予防に向けたパンフレット等作成し配布しますということですが、まだこれは出来上がってはいないですね。
事務局	第 8 期の計画期間中に取り組むこととしていますので、まだ始動していません。
副委員長	54 ページの②、認知症講演会ということで、事業内容としては多くの住民や関係者に認知症に関する知識を普及するための講演会ですとの記載がありますが、密になってしまったり、コロナのこともいろいろ考えると、ぜひとも講演会内容を要約した形でもいいですから、YouTube や愛西市のホームページに動画を出していただけると、よりみんなが身近で見たり聞いたりする機会が増えると思います。
委員長	それでは、続きの説明をお願いします。
事務局	(資料 1 に基づき、第 4 章 (P.58～) について、事務局より説明。)
委員長	今のところはどうか。
委 員	59 ページ 60 ページ、それから 64 ページあたりの対象者を高齢者世帯、高齢者夫婦のみ世帯、ひとり暮らし高齢者と世帯から見て 3 つに区分しているにもかかわらず、事業内容の説明の中に 3 つが出てこないのです。例えば私が高齢者夫婦のみ世帯であるとしてその文言が出てこない、私たち夫婦はどこに入っているの？ということになるわけです。世帯を 3 つに区分して表記しますと文言の使い方を説明してあるにもかかわらず、いろいろな使い方をしていきますので、このあたり、市民の立場に立って、分かりやすくしていただきたいと思います。
事務局	この計画の 4 ページの用語説明で、高齢者を高齢者世帯、高齢者夫婦のみ世帯、ひとり暮らし高齢者と 3 つに区分けして記載しています。それぞれの事業に関して語句の統一をしたほうがよいというご提案をいただいたのですが、事業内容の説明に記載のある高齢者世帯の中に高齢者夫婦も含まれているというものもあります。そういった意味で、こちらの高齢者夫婦のみ世帯を特化して用語説明に記載すべきかどうかというところも、検討するところではあります。少し中身を見させていただいて、それぞれの事業には、要綱上の表記もありますので、それに外れないような形で語句の調整をしたいと思いますので、よろしくをお願いします。
委員長	用語説明や用語集が結構充実していますね。
委 員	60 ページの 9 番の家庭ごみ搬出支援は、非常に実態に合ったいい施策だと思います。ごみ出しできなくて困っている、かといってそのために介護保険で何かサービスをとというのも効率的に見てどうかというところもありま

	すから。私の意見としましては、搬出支援ということで、ごみを出すということもありますけれども、ここに安否確認という要素も入れると、いいのではないかなと思いました。
委員長	そうですね。安否確認は新聞配達の人等に頼っているのですよね。それをこのようにごみ搬出支援でも行えば、なおいいかもしれませんね。検討してください。
委員	安否確認は市の高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者世帯の名簿をいただいて、民生委員もやっています。
委員長	その民生委員の実績は、どこかに載せてもらいたいかもしれませんね。
委員	いろいろな人が安否確認をできるといいですね。民生委員さんがすごく熱心にごやっておられるのですけれども、やはり民生委員さんのお力ばかりではなくて、できるところで少しずつ安否確認ということをしていくと、より皆さん安心して暮らせると思います。
委員長	いいことですね。 それでは、事務局から続きの説明をお願いします。
事務局	(資料1に基づき、第4章(P.71～)、第5章、第6章について、事務局より説明。)
委員	遡りますが、42ページの地域包括ケアシステムを支える介護人材確保ということで、3行目ですけれども、令和7年を見据えつつと書いてあって、これは2025年のことを言っているのですが、ここやはり言葉を足していただき意味付けを強くしたほうがいいと思います。例えば団塊世代の人たちが全員75歳以上になるなど、ここだけは言葉を足していただくほうがよろしいかと思いました。 それから和暦と西暦を一緒に、並べて表記するというのをやってほしいと思います。
事務局	令和7年と令和22年の西暦と和暦の表記につきましては、基本的には和暦で表記させていただくところではあるのですが、少し先の未来、令和7年それから令和22年というところは、西暦と和暦を入れさせていただきます。ご指摘いただいた42ページの令和7年のところ修正いたします。
委員長	これは全部西暦と元号付きにしたらどうですか。皆さんがよく分かるように。
事務局	事務局で検討させていただきます。
委員	116ページの委員名簿ですが、職種だったり所属だったり、あと事業所だったり、統一がもう少しできるのかどうかの検討をお願いしたいと思います。

	<p>介護サービスの事業者のところ人が表す表記ではないので、例えば介護保険施設なら、介護保険施設長など、そういう人を表す表記に。保健所の方たちだと所属や役職名が書いてあるわけですから、ここあたりの統一があったほうがいいのではないかと思います。</p>
委員	<p>117 ページからの用語集、大変充実してきました。例えば基本チェック該当者や指定管理者、PDCA サイクルなど、そういうものにきちっと対応してくださっている、大変頑張ったなと思いますが、用語集から抜け落ちたところをご指摘したいと思います。</p> <p>介護医療院が抜けています。介護医療院は施設サービスの4点セットです。これは入れておいていただきたい。それから、高齢者虐待と高齢者虐待防止法が落ちています。それから保険者が抜けています。被保険者という「被」と付くと、われわれ市民なのですけれども、保険者というのは市のことなのです。</p> <p>市が介護保険の保険者という認識は市民の皆さん薄いのではないかと思います。</p>
委員長	<p>確かに保険者といって分からないと思いますね。</p>
事務局	<p>介護医療院と高齢者虐待、それから高齢者虐待防止法、保険者については追加をしたいと思います。</p>
委員	<p>123 ページの配食というのは、配食サービスのほうがよろしいかと思いました。</p>
委員長	<p>他に質問はありますか。ないようですのでこれで終わります。</p> <p>みなさん、大変お疲れ様でした。</p>